

2023年1月度 広告相談レポート

1. 相談受付件数・相談者の内訳

1 月度の全体の相談受付件数は計 64 件で、前月度と比較すると 19 件減（新車関係 2 件減、中古車関係 18 件減、その他 1 件増）、対前年同月比では 15 件減（新車関係 7 件減、中古車関係 5 件減、その他 3 件減）となっています。

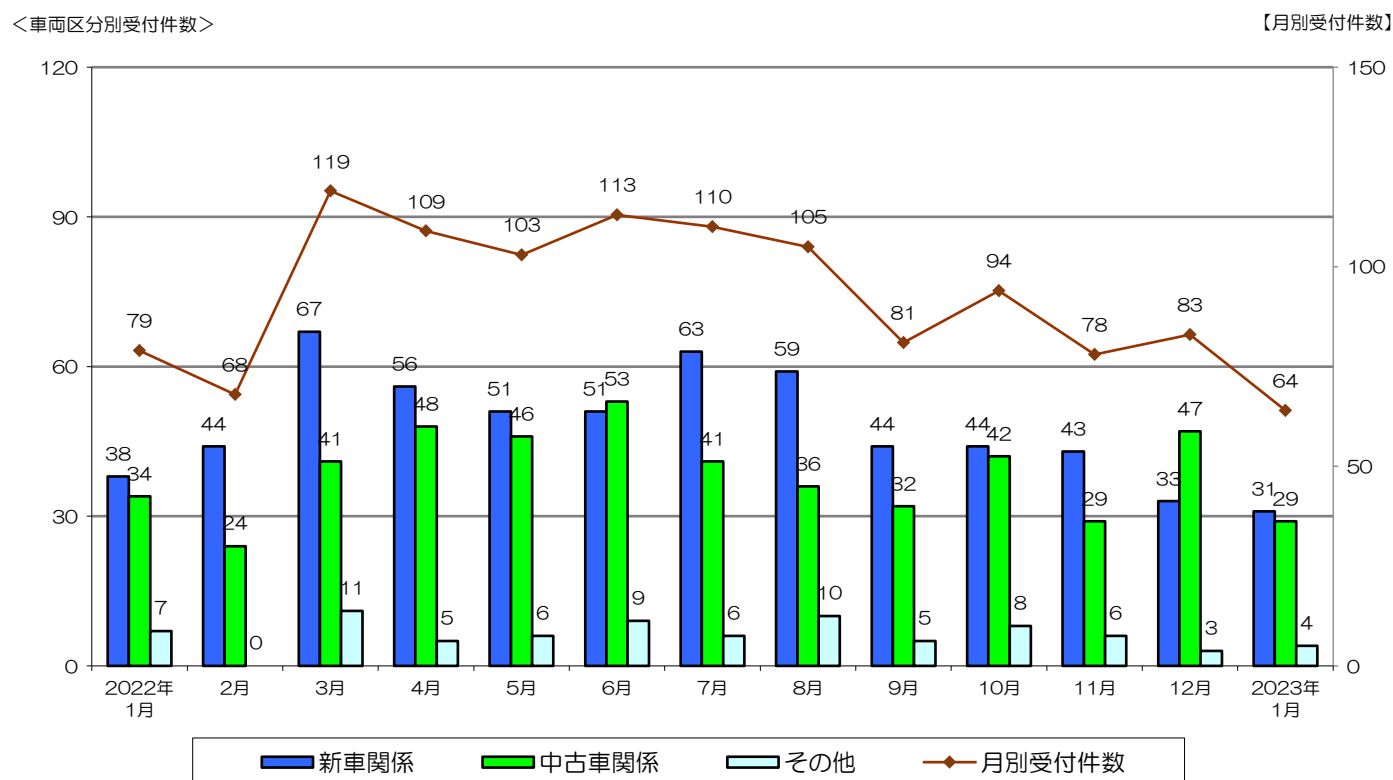
相談者の内訳は、「広告代理店」からの問い合わせが全体の約 27%を占めており、その内、メーカー系ディーラーが広告主となっている広告等に関する問い合わせが約 82%（14 件）を占めています。「メーカー系ディーラー」からの問い合わせ（17 件）と合わせると、メーカー系ディーラーの広告等に関する問い合わせが全体の約 48%（31 件）を占めています。

【相談者の内訳・2023年1月】

相談者	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	31	29	4	64
広告代理店	15	0	2	17
メーカー系ディーラー	7	9	1	17
自動車関係団体	3	1	0	4
中古車専門店	2	11	0	13
中古車情報誌社	1	1	1	3
メーカー	2	2	0	4
新聞社	0	0	0	0
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	1	5	0	6

広告代理店からの問い合わせにおける広告主の内訳	
メーカー	2
メーカー系ディーラー	14
中古車専門店	0
その他	1

【相談受付件数の推移・2022年1月～2023年1月】



2. 新車関係

新車関係の表示は、『価格表示』に関する問い合わせが54.2%、『特定事項』に関する問い合わせが12.5%となり、両項目で表示に関する問い合わせの約67%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	24	77.4%	その他相談	1	3.2%
景品関係	6	19.4%	合計	31	100.0%

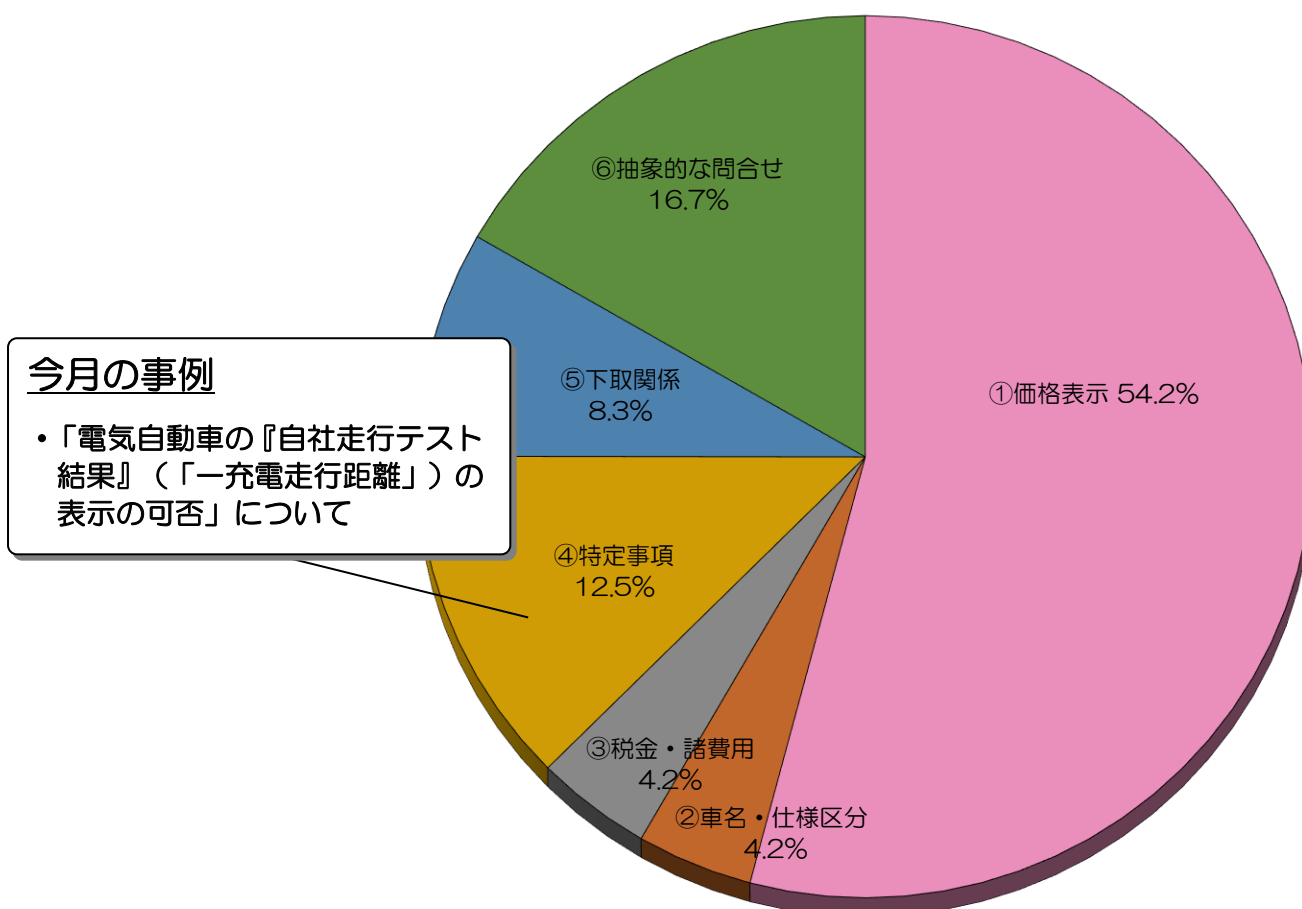
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	13	54.2%	④特定事項	3	12.5%
表示方法	3	12.5%	燃費	1	4.2%
付属品・特別仕様	2	8.3%	安全・環境	1	4.2%
支払い総額	1	4.2%	写真・イラスト	1	4.2%
割賦・リース	7	29.2%	⑤下取関係	2	8.3%
②車名・仕様区分	1	4.2%	⑥抽象的な問合せ	4	16.7%
③税金・諸費用	1	4.2%	広告表現の可否	4	16.7%
諸費用	1	4.2%	合計	24	100.0%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	3	50.0%	オープン懸賞	1	16.7%
一般懸賞(抽選等)	1	16.7%	抽象的な問合せ	1	16.7%
			合計	6	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



今月の事例

- ・「電気自動車の『自社走行テスト結果』（「一充電走行距離」）の表示の可否」について

広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。


〔「電気自動車の『自社走行テスト結果』（「一充電走行距離」）の表示の可否」について〕

Q. 電気自動車の自社走行テスト（一充電走行距離）の結果を、公式テスト値と併せて表示することは可能でしょうか？

【問題となる広告表示の例】

スカーレットEV (2WD)

約 950 km 走行できました！※



※自社テスト（外気温 23℃ エアコンオフ 40km/h で走行）による結果
一充電走行距離（航続距離）は使用する環境や条件等により異なります
カタログ値は一充電走行距離(WLTC モード)510 km

【問題点】

- 公式テスト値以外の「一充電走行距離」を表示している
- 自社で行った走行テスト結果（「一充電走行距離」）を強調表示していることから、誰でも表示した数値どおりに走行できるかのように誤認されるおそれがある

A. 自社の走行テスト等で得られた、公式テスト値以外の燃費値や一充電走行距離は、テストの方法や環境がそれぞれ異なり、公平性が保てないこと、また、誰でも表示した数値どおりに、一般的に走行することができるかのように誤認されるおそれがあることから、表示することはできません。（※）

燃費に使用できるデータについては、規約第5条第4号において、「公式テスト値又は公的第三者によるテスト値に限るものとし、必ずその旨を付記するものとする。併せて、当該値は一定の試験条件下での数値であり、実際の走行条件等により異なる旨を明瞭に表示すること」、また、電気自動車の場合、表示する燃費については、新車施行規則第20条において、「一充電走行距離及び交流電力消費率をいう」と定められています。

したがって、電気自動車の燃費を表示する場合は、規約・規則に基づき、公式テスト値である「一充電走行距離（広告の場合「交流電力消費率」は省略可）」を表示するとともに、その近接した箇所に「WLTCモード（国土交通省審査値）」である旨等を明瞭に表示してください。

※規約第7条第2号（不当表示の禁止）


新車の品質、性能その他の内容について虚偽若しくは誇大又はたとえ真実であっても一般消費者に誤認されるおそれのある表示をしてはならない

【正しい表示の例】

スカーレットEV (2WD)

一充電走行距離 **510km**※1

WLTCモード (国土交通省審査値) ※2



※1 一充電走行距離は定められた試験条件での値です。お客様の使用環境（気象、渋滞等）や運転方法（急発進、エアコン使用等）に応じて大きく異なります。

※2 WLTCモード：市街地、郊外、高速道路の各走行モードを平均的な

3. 中古車関係

中古車関係の表示は、『価格表示』に関する問い合わせが50.0%、『税金・諸費用』に関する問い合わせが27.3%となり、両項目で表示に関する問い合わせの約77%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	22	75.9%	その他相談	3	10.3%
景品関係	4	13.8%	合計	29	100.0%

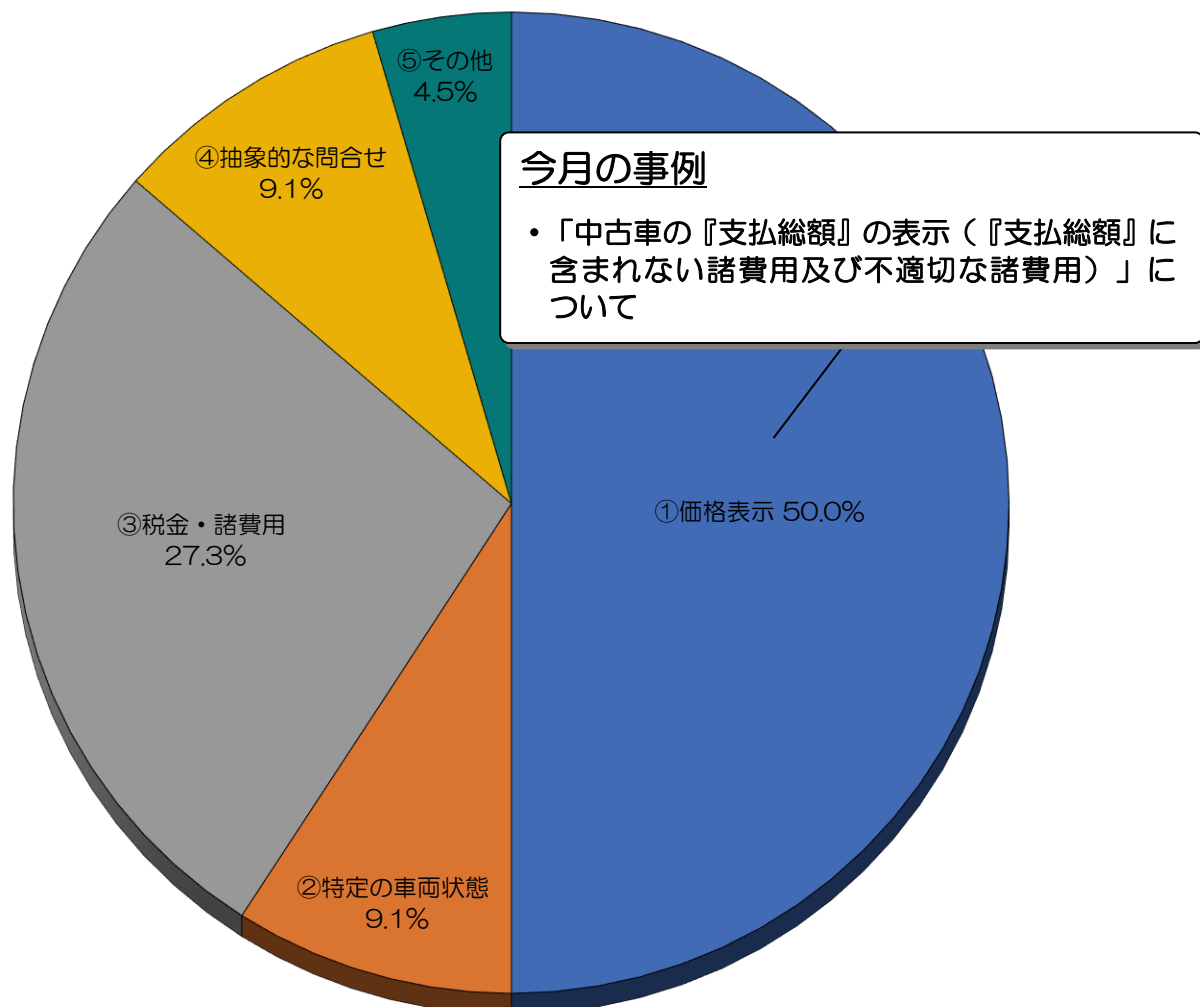
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	11	50.0%	③税金・諸費用	6	27.3%
表示方法	3	13.6%	諸費用	5	22.7%
値引き表示	2	9.1%	その他(税金・諸費用)	1	4.5%
支払い総額	6	27.3%	④抽象的な問合せ	2	9.1%
②特定の車両状態	2	9.1%	広告表現の可否	2	9.1%
			⑤その他	1	4.5%
			合計	22	100.0%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	4	100.0%	合計	4	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔「中古車の『支払総額』の表示（『支払総額』に含まれない諸費用及び不適切な諸費用）」について〕

Q. 先日、公取協からパンフレット（「中古車の販売価格の表示が、「支払総額」に変わります。」）が届き、内容を確認したところ、P5、6に「支払総額に含まれる諸費用」や「支払総額に含まれない諸費用」、「諸費用として不適切な費用」について記載があり、この内容に関して質問があるのですが、

- ①当社で車両を購入するお客様のほとんどが自宅への納車を希望されるのですが、この費用（納車費用）を「諸費用」に含んでも問題ないでしょうか？
- ②当社は、納車前に「洗車」や「室内クリーニング」を必ず実施しているのですが、この費用（「納車準備費用」「通常仕上費用」）を「諸費用」として請求しても問題ないでしょうか？

A. それぞれ、以下のような考え方になります。

- ①「支払総額」は、店頭で中古車を引き渡す際の、最低限必要なものを含めた価格です。店頭納車とするか、自宅への納車とするかは、あくまでもお客様の選択に委ねるべきものであり、「納車費用」を「諸費用」に含めることはできません（※）。

※納車費用は「諸費用」としては適切ですが、ユーザーにより要否が異なるため、「支払総額」に含めず、必要な場合に限りお客様に請求してください。

- ②洗車やクリーニングのための費用など、販売の準備行為や中古車の商品化のための作業に要する費用等は、「車両価格」に含まれるべきものであり、「諸費用」として別途請求することはできません。

■詳細は「支払総額」特設ページ（中古車の販売価格の表示が、「支払総額」に変わります！！）をご確認ください。特設ページからパンフレットがダウンロードできます。

【参考】「諸費用」として「不適切な費用」(請求できないもの)⇒「車両価格」に含めて表示すること

1) 販売店が中古車を販売するにあたり、当然行うべき作業にかかる費用

- ▶ 「納車準備費用」や「通常仕上費用」等、その名称の如何を問わず、納車前の「車内清掃」、「洗車」、「クリーニング」、「ワックスがけ」等の費用

2) 納車前の最低限必要な点検・軽整備や、販売店が必ず実施する軽整備の費用、必ず付帯して販売する場合の「保証費用」や「定期点検整備費用」

- ▶ 「納車点検費用」や「納車整備費用」等、その名称の如何を問わず、納車前の「点検」や「オイル、バッテリー交換」等の軽整備の費用等
- ▶ 保証や定期点検整備の実施が条件である場合のその費用

3) その他、本来、販売する中古車の「車両価格」に含まれるべき性質のもの

- ▶ 「土日祝納車費用」、「利益」、「販売手数料」、「オークション陸送費」、「広告掲載料」等

「納車準備費用」や「納車整備費用」等、本来「車両価格」に含まれるべき中古車を商品化するための費用を「諸費用」として請求することはできません。「諸費用」として請求した場合、「不当な価格表示」として、重大な規約違反となります。